

指 示 第 1 9 号

令 和 4 年 2 月 1 7 日

首席矯正処遇官（処遇担当）

差入物品等の検査要領等について

標記については、平成 28 年 3 月 2 日付け当職指示第 15 号「差入物品等の検査要領等について」を发出し、差入れ物品等の確実な検査の具体的方法について写真解説を附した上で明示し、禁制品等の居室内への持ち込み防止の徹底について指示していたところであるが、先般、検査を実施した上で被収容者に交付していた[]から、[]が発見された事案及び[]が発見された事案が立て続けに発生した。

[]が混入したままの衣類を室内に当該被収容者が所持するに至った明確な経緯は判然としないものの、[]が発見された事案は言うまでもなく、[]が発見された事案についても、[]とはいえ、確実な触手検査及び X 線検査を実施していれば検査時に判明しているべき事案であった。

については、差入物品等の検査要領を、別添のとおり改めた上で再度周知するので、同要領に基づく確実な検査を実施し、同種事故の再発防止に努められたい。

なお、平成 28 年 3 月 2 日付け当職指示第 15 号「差入物品等の検査要領等について」については廃止する。

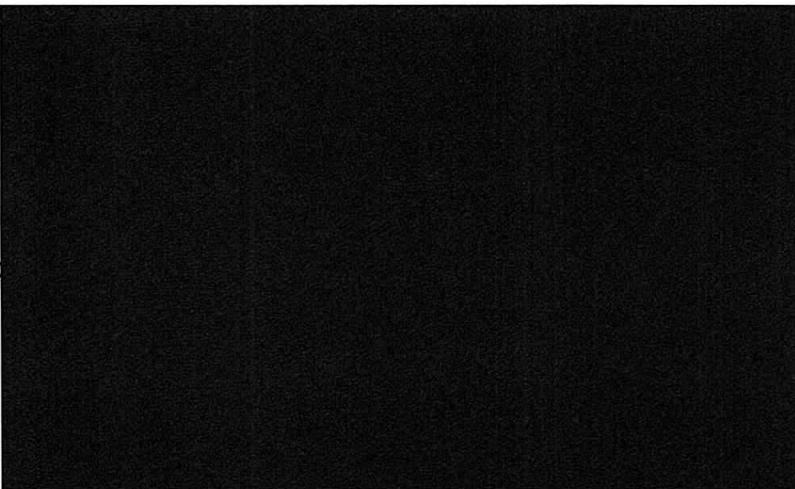
別添 1

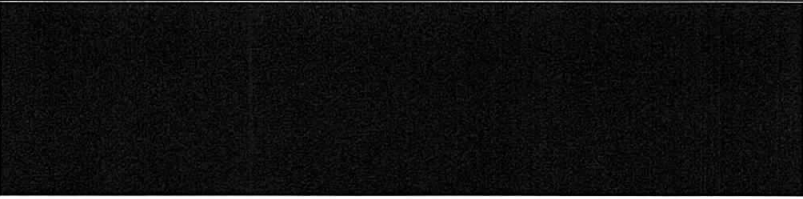
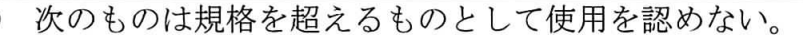


差入物品等の検査要領等について

1 検査方法

検査項目	実施方法
携入物品、差入れ物品、宅下げ物品、仮出し物品、領置物品及び資格異動時の物品検査	検査者は、検査の対象となる物品（以下「検査物品」という。）について、目視、触手、嗅覚等の五感を活用した検査を実施し、これら検査により明らかに問題がないものを除き、原則として、全て金属探知機及びX線検査機を使用して綿密に検査すること。

2 検査要領

検査物品	検査要領等
(1)衣類	<p>①</p>  <p>②</p> <p>③ 衣類、又は衣類の一部について、次のものは使用を認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作務衣、甚平等、合わせ衣の前ひもが20cm以上のもの ・ 腰、足首、襟、すそ、フード部分等の通しひも ・ 衣類等に付随している金属製の装飾品 ・ 内側に隠しポケットが付いているズボン ・ つなぎ服、オーバーオール等、上衣と下衣が一体となっているもの ・ 文字入り衣類等のうち、文字部分が、メッセージ性

	<p>を有するもの、不正連絡につながるもの、個人の特定につながるもの、他衆を威圧するもの等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ベルト、ネクタイ ・ 上記以外のものであっても、使用の可否について疑義が生じたものは上司に報告し指示を受けること。
(2) 寝具類等	<p>① </p> <p>② </p> <p>③ 次のものは規格を超えるものとして使用を認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 枕 60 cm × 40 cm 以上のもの ・ 掛布団 165 cm × 220 cm 以上のもの ・ 敷布団 115 cm × 220 cm 以上のもの ・ 毛布 150 cm × 210 cm 以上のもの ・ タオルケット 150 cm × 200 cm 以上のもの ・ タオル 90 cm × 40 cm 以上のもの ・ 座布団 60 cm × 65 cm 以上のもの
(3) 書籍類	<p>① </p> <p>② </p>
(4) その他	<p>① 眼鏡については、ケースの内部も注意して検査すること。</p> <p>② タバコ、覚せい剤、注射針等が隠匿されていないか特に注意すること。</p>

3 留意事項

留意点	留意内容
(1) 一般的事項	<p>① 逃走、自殺、通謀等に供される物品及び禁制品等が隠匿されていないかを念頭に置き検査に当たること。</p> <p>② 死刑確定者に差し入れられた物品は、特に細部にわたり入念な検査を行うこと。</p> <p>③ 検査物品の数量、汚損の状況等について確認するとともに、汚損、破損させないよう慎重に取り扱うこと。</p> <p>④ 検査に当たり検査物品を解体する必要があると認められるときは、上司に報告し、指示を仰ぐこと。</p> <p>⑤ 検査を行うときは、検査物品と他の被収容者の物品とが混合しないように注意すること。</p> <p>⑥ 検査室内の清掃及び整理整頓に努め、検査物品の紛失を防止すること。</p> <p>⑦ 検査を実施する際は、衛生保持に努めること。</p> <p>⑧ 検査者が検査した物品を各舎房担当へ引き渡す際には、物品の数量、破損及び汚損等の有無について、確実に引継ぎをすること。</p>
(2) X線検査に関する留意事項	<p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④ X線検査機は、差入検査係以外の者は操作しないこと。</p> <p>⑤ X線検査機に水がかかったり、振動を与えたりしないようにすること。また、使用後は、確実に電源を切ること。</p>

	⑥ X線検査機が故障した場合は、直ちに上司に報告すること。
--	-------------------------------

4 検査の記録

検査項目	記録要領
(1) 新入所者の所持品検査	検査者は、「新入所者所持品検査表」(別紙1)の「触手検査者」、「金属探知機検査者」、「X線検査者」の各欄に押印する。
(2) 資格異動者の所持品検査	検査者は、「資格異動者所持品検査表」(別紙2)の「触手検査者」、「金属探知機検査者」、「X線検査者」の各欄に押印する。
(3) 差入品、宅下げ品、仮出し品、領置品の検査	検査者は、「差入願せん」、「領置品金宅下仮出願」、「領置願」に検査者押印枠(別紙3)のゴム印を押印し、その「触手検査者」、「金属探知機検査者」、「X線検査者」の各欄に押印する。

5 不正物品等を発見した場合の処理方法

不正物品	処理方法
(1) 不許可物品	不許可物品((2)、(3)を除く。)を発見した場合、差入検査係は、関係各所に引き継ぎ、領置又は廃棄等、適正な処分を行う。
(2) 非合法薬物	覚せい剤及びコカイン等非合法薬物と思われる物品を発見した場合は、むやみに多数の職員が素手で触ることなく、手袋を使用し、別のビニール袋に入れるなどした上、直ちに上司に報告する。
(3) 金銭類	硬貨等金銭類を発見した場合は、会計課領置係に引き継ぐ。

資格異動者所持品検査表

令和 年 月 日

番号	称呼番号	氏名	触手検査者	金属探知機検査者	X線検査者	書籍検査者
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

検査者押印枠

触手検査者	金属探知機 検査者	X線検査者	

別添 2

差入物品等の検査要領等について（写真解説）

衣類の触手検査及びX線検査については、次の写真解説に基づき確実に検査を実施すること。

1 衣類の触手検査について

ア



イ

ウ

[Redacted text]

[Redacted text]

エ

[Redacted text]

オ

[Redacted text]

[Redacted text]

カ

キ

ク

ケ



コ

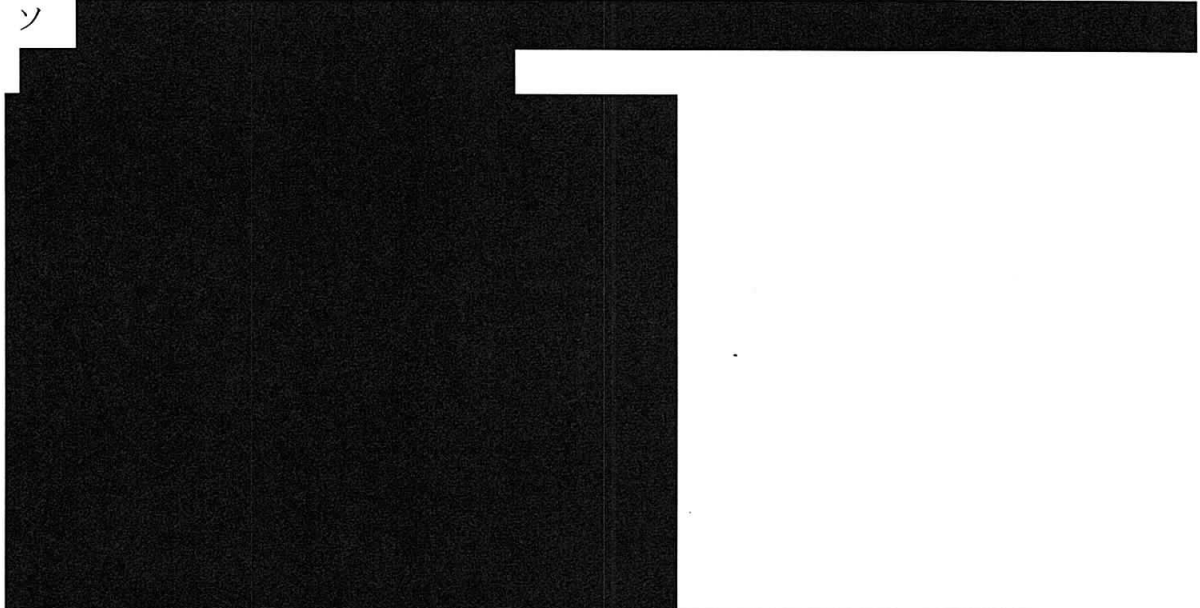
サ

シ

ス

セ

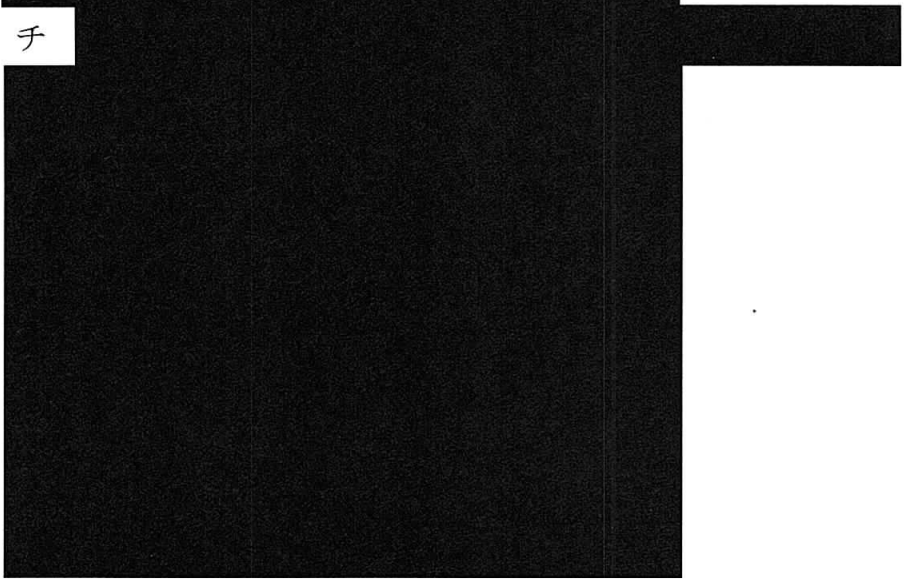
ソ



タ



チ



ツ

テ

ト

ナ

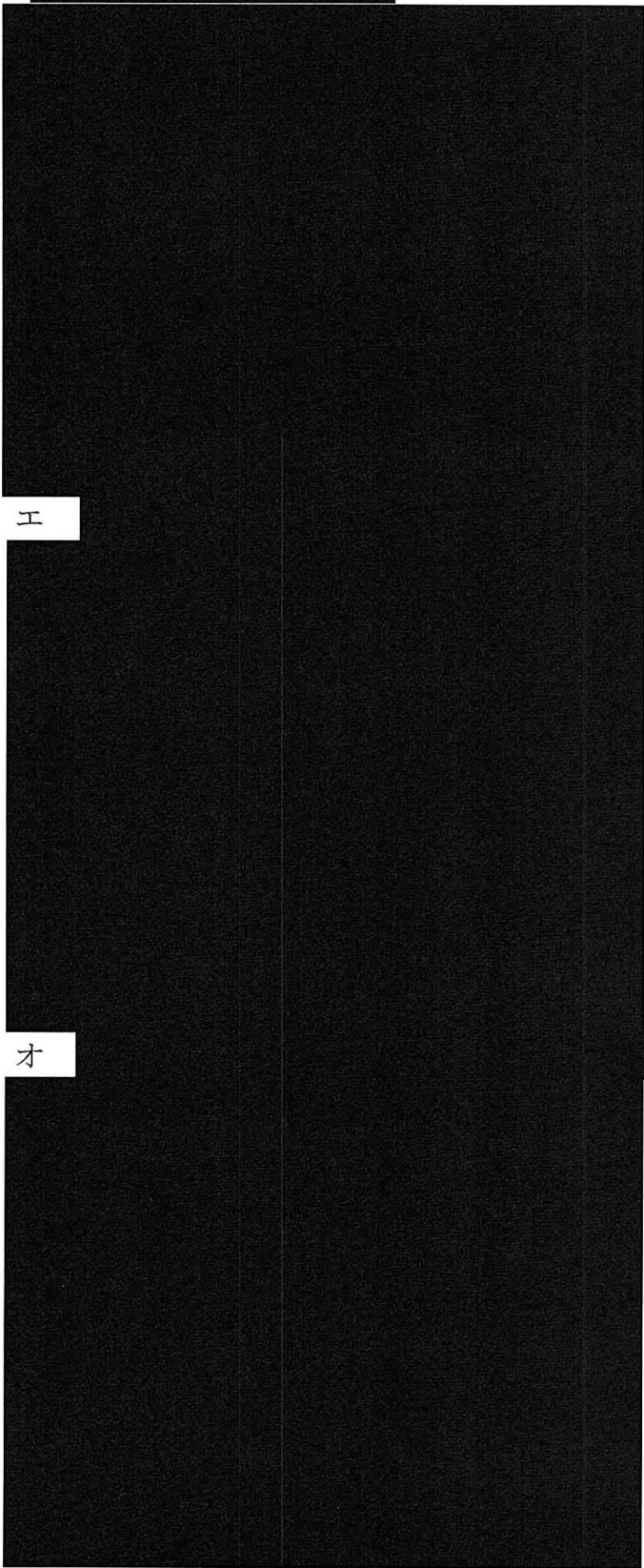


2 X線検査について

ア

イ

ウ



エ



オ



カ

キ

ク

ケ

コ